

令和 5 年 度

定 期 監 査 報 告 書

潮 来 市 監 査 委 員

潮 監 第 5 - 29
令和5年12月6日

潮 来 市 長 原 浩 道 様

潮来市議会議長 箕 輪 昇 様

潮来市監査委員 飯 嶋 雄 一

潮来市監査委員 飯 田 幸 弘

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1 監査執行者

監査委員 飯嶋 雄一
監査委員 飯田 幸弘

2 監査の基準

この監査は、潮来市監査基準（令和2年4月1日 監査告示第2号）に準拠して監査を行った。

3 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

4 監査の対象

・市民福祉部

（市民課、かすみ保健福祉センター、社会福祉課、子育て支援課、高齢福祉課）

5 監査の対象期間

令和5年4月1日から9月30日までとし、必要に応じて令和元年度から令和4年度についても対象とした。

6 監査の実施期間

令和5年10月18日から11月2日

- ・予備監査 令和5年10月18日～10月31日
- ・本監査 令和5年11月1日～2日

7 監査の提出書類

(1) 各課共通書類

- ・定期監査説明書
- ・勤務状況確認表（令和5年4月1日～9月30日）
- ・旅行命令簿（令和5年4月1日～9月30日）
- ・備品台帳
- ・資金前渡整理簿
- ・郵便切手受払簿

(2) 必要に応じて提出を指示した資料

【市民福祉部】

(市民課 市民G)

- ・ 閲覧請求綴
- ・ 負担金、補助金及び交付金関係書類綴
- ・ 委託事業関係書類綴

(市民課 保険年金G)

- ・ 保険料水準の統一関係
- ・ 過誤調整関係
- ・ 療養給付費返還関係
- ・ 療養給付費返還関係（医療機関）
- ・ 不当利得関係
- ・ 介護保険適用除外関係
- ・ 継続世帯未確定リスト関係
- ・ 医療福祉（マル福）関係
- ・ 医療福祉（マル福）台帳
- ・ 医療福祉（マル福）再審査請求関係
- ・ 後期高齢保険料督促状関係
- ・ 後期高齢保険料不納付欠損関係
- ・ 後期高齢保険料滞納整理関係
- ・ 後期高齢保険料 納付誓約書・分納誓約書綴り
- ・ 負担金、補助金及び交付金関係書類綴
- ・ 委託事業関係書類綴

(かすみ保健福祉センター)

- ・ 車両管理日報
- ・ 健幸づくり事業関係綴
- ・ こころの健康づくり推進事業関係綴
- ・ 負担金、補助金及び交付金関係書類綴
- ・ 委託事業関係書類綴

(社会福祉課 社会福祉G)

- ・ 車両管理日報
- ・ 援護物資受払簿
- ・ 災害援護資金貸付
- ・ 災害時要支援者制度関係綴
- ・ 負担金、補助金及び交付金関係書類綴
- ・ 委託事業関係書類綴

(社会福祉課 障害福祉G)

- ・補装具関係綴
- ・更生医療関係綴
- ・育成医療関係綴
- ・障害福祉サービス等決定綴
- ・負担金、補助金及び交付金関係書類綴
- ・委託事業関係書類綴

(社会福祉課 生活支援G)

- ・面接記録受付簿
- ・保護申請受理簿
- ・査察指導管理台帳
- ・負担金、補助金及び交付金関係書類綴
- ・委託事業関係書類綴

(子育て支援課)

- ・車両管理日報
- ・支給認定・利用者負担等級り
- ・学童クラブ保育料関係
- ・負担金、補助金及び交付金関係書類綴
- ・委託事業関係書類綴

(高齢福祉課)

- ・車両管理日報
- ・シルバー人材センター関係
- ・家族介護用品の支給に関する綴
- ・督促状・催告状・公示送達綴
- ・不能欠損綴り
- ・介護保険料返納金内訳書（特徴）
- ・介護保険料還付申請書
- ・負担金、補助金及び交付金関係書類綴
- ・委託事業関係書類綴

8 監査の着眼点

監査等実施着眼事項（昭和60年4月1日 監査訓令第2号）に基づき、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また、財産の維持管理が良好であるかを主眼に置き監査を行った。

9 監査の主な実施内容

監査対象課に定期監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め、照合、突合、分析等による検討を行うとともに、監査対象課の課長並びに関係職員への質問、確認等の手法により監査を実施した。

10 監査の結果

監査の対象とした課に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、いくつかの軽微な改善すべき事項が見られたので、本監査において、口頭で伝えたほか、指導・注意事項として各課に文書で通知し、改善の報告を受けている。

11 総括意見

エネルギー・物価高騰対策や窓口業務、各種手当の手続き等、各種事務が増量、拡大していく中、市は市民生活の更なる向上のため、公正かつ効率的な事務の執行を図るとともに健全かつ円滑な行財政運営に努めなければならない。

今後も、市民福祉の増進に向け、適正な事務執行の確保に向けた組織運営に努め、職員各々が更なる努力と研さんを積まれるよう要望する。